平成２１年（フ）第２１３号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅２―702
債務者　津嘉山直子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第５３６号
青森市大字三内字沢部189番地７　オークビレッジＢ―103
債務者　中谷　豁介
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２９号
東京都東村山市本町３丁目８番地23スズキマンション311
債務者　鷹家　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２３４号
東京都八王子市美山町1763番地15
債務者　山﨑　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２３６号
東京都江戸川区松島２丁目34番７号ＪＡｉＢＭＡＴＨＵＳＩＭＡⅢ203
債務者　本間　清美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５４号
東京都八王子市八日町１番４号ソレイユ八王子204号
債務者　耳塚　栄一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５８号
東京都足立区椿２丁目26番１―309号リーベ・パトリー椿
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７５号
東京都立川市錦町１丁目15番30号ラ・パルフェ・ド立川401号
債務者　大澤　和人（旧姓室）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３８号
東京都町田市本町田2379番地公社住宅ホ６―209
債務者　上杉　時男
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３７２号
広島県福山市曙町５丁目18番18号、前住所広島県福山市多治米町５丁目１番17号
債務者　荒川　　一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３７３号
広島県福山市新市町大字戸手2322番地９
債務者　大庭　信也
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８２号
広島県福山市一文字町14番35―２号　セードル館一文字Ａ202号
債務者　松高　一輝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９６号
広島県福山市東深津町５丁目23番27号、前住所広島県福山市野上町２丁目７番15―704号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４０号
栃木県小山市花垣町１丁目14番48号
破産者　横田建設有限会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第４３２号
埼玉県川越市大字今成655番地５
破産者　有限会社隆誠モータース
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第７１２号
埼玉県川越市野田町２丁目19番地32
破産者　株式会社栄物産
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部